

令和7年12月10日

第30回水俣市農業委員会

### 第30回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎3階会議室ABC
- 2 開催日時 令和7年12月10日  
開会 9時30分  
閉会 10時02分
- 3 出席委員  
農業委員 12名 1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君  
3番 中村 清治 君 9番 戸次 治夫 君  
4番 金田一充章 君 10番 稲田 祐市 君  
5番 洲上 正嗣 君 11番 廣島 康雄 君  
6番 寒川 勝 君 12番 前田 仁 君  
7番 山内 英明 君 13番 山下 隆敏 君  
推進委員 14名 15番 宮森 功房 君 22番 池田 郁雄 君  
16番 蒔元 政廣 君 23番 松本 公昭 君  
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君  
18番 嶋田 一成 君 25番 坂口 新一 君  
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君  
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君  
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員  
農業委員 2名 2番 竹下 正治 君 14番 鬼塚 浩三 君  
推進委員 0名
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の選出  
第2 議題95号 農地法3条の許可申請について  
議題96号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 6 農業委員会事務局  
局長 山村 良一  
主幹 遠山 悦史  
主任 山本 千夏  
主任 竹下 侑志

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第30回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、12名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、8番、西本委員、9番、戸次委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、私が読み上げます。</p>
<p>1 番委員 (坂本隆司君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局 (遠山悦史君)</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページになります。 4件ございます。 転用目的は、記載のとおりでした。 工事期間は、1番が令和7年6月30日まで、2番が令和5年11月9日まで、3番が令和6年10月31日まで、4番が令和6年12月31日まででございましたが、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了してましたので、御報告申し上げます。 次に報告事項(2)農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。 議案書は、2ページから3ページになります。 1件でございます。 令和7年10月10日の第28回農業委員会会議で、熊本県農業公社から転借人への農用地利用集積等促進計画(案)について御審議いただき、農業公社へ計画作成を要請した農地になります。 議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和7年10月28日付けで、熊本県知事が認可</p>

	<p>いたしました。</p> <p>場所は、3ページをご覧ください。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第95号、農地法第3条の許可申請書について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の、説明をお願いします。</p>
3番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい、3番、中村委員をお願いします。
3番委員	<p>農地法第3条の許可申請について、説明をいたします。</p> <p>議案書は5ページをご覧ください</p> <p>1番、譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田。</p> <p>面積は、1,598㎡。</p> <p>申請理由は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、6ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を9月5日に、譲受人、事務局2名、古里推進委員と私で行いました。</p> <p>今までも、法人と利用権設定をされており、毎年、耕作している田でした。</p> <p>周辺も全て田で、鳥獣害のネットも、綺麗にしてありました。</p> <p>譲渡人は高齢で、管理が出来ない為、誰かに譲渡したかったとのことでした。</p> <p>譲受人は、農林業とライスセンターを経営されていて、年間300日程、従事されています。</p> <p>今後も水田として利用し、農薬などの使用方法も地域の基準に従い、水路の管理や、除草作業も周辺農家と協力して行うとの事です。</p> <p>以上ですが、農地法第3条第2項の、各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われまので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
1番委員	<p>次に、2番と3番は担当の竹下委員に代わり、私から説明します。</p> <p>農地法第3条の許可申請、2番について説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人は、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、418㎡。</p> <p>譲受人は現在、事務員です。</p> <p>夫が、市外で、畜産業と焼肉店をされています。</p>

譲渡人は、父親で、生前贈与です。

申請地は、7ページをご覧ください。

申請地の手前の所に、住宅を作り、それに伴い農地が付いていましたので、引き受けることになっています。

現地調査を5日に、行政書士、譲受人の夫、事務局と私達委員で行いました。

この農地は草が生えていて、手が付けられない状態ですが、柿の木が何本か植わっていて、そのままその柿の木を生かすということで、家を建てる時に重機も入りますので、きちんと畑にするように指導してきたところでもあります。

譲受人の夫が元々農業・畜産業をされているので、何ら問題はないかと思えます。

依って、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件は満たしていると思えますので、御審議の程よろしく申し上げます。

続きまして3番を説明いたします。

譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。

土地の所在は、11筆あります。

地目は、9筆が田で、2筆が畑です。

11筆合わせて、5,112㎡。

譲受人の状況は、木材業をされています。

3年前に、市内に3条申請で田を購入されましたが、水が来なかったもので、今3,000㎡ほど耕作が出来ない状況になっています。

訳があって出来ていない状態です。

その時に相談を受けまして、何を植えたらいいいのかということで、いろいろと説明しましたが、水をどうにかしたいという相談だったのかと、今になって反省しています。

今現在、その田は、作付けしていない、管理だけされている状態だと伺っています。

譲渡人は、現在は関西におられまして、管理されています。

申請地は、8ページと9ページをご覧ください。

田は周りも作付けされています。草払いをして、直ぐに田に変えられるような状況で管理されています。

9ページの畑のほうは、急傾斜になっておりますが、柿やビワが植わっていますので、そのまま利用されるそうです。

5日に現地調査を行いました。

譲受人の代理人が来ておられましたが、横浜の系列会社が、焼き芋をされているから、芋の原料を作りたいということで、木材業もされており、能力と資金力は十分あると思えますので、作ってもらえれば助かると思えます。

水路掃除のほうも話し合いして、うまくいくようにしてもらえれば、遊休農地も解消されるのかなと思えます。

これから取り組む姿勢もあり、外国人も木材業のほうは入れていますので、利用しながら広げていきたいと伺っています。遊休農地の解消に期待しているところです。

依って、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件は満たしていると思えますので、御審議の程よろしく申し上げます。

	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
9 番委員 (戸次治夫君)	はい。
議 長	はい、9 番、戸次委員。
9 番委員	<p>3 番の方の件でお伺いします。</p> <p>所有している別の農地を、今年度は作ると伺いましたので、水流れについて前もって連絡しましたが、今年はまだ作りませんと言うことを言われました。</p> <p>水が来ない云々ではなく、作る意志があるのでしょうか。</p> <p>別の方々が農作業の経験があるからということで、会長が言われましたように、芋を作る意欲があるとお伺いしましたが、本当に大丈夫でしょうか。</p>
議 長	<p>私が聞いたところでは、そうしたいということでしたが、具体的なことは聞いておりません。</p> <p>ただ、横浜で系列会社が焼き芋をやっているから、原料として納めたいということと言われました。</p> <p>計画を立てているということで、意欲はあると思います。</p> <p>また、意欲があるから 5 反も 3 条申請してきたのだろうと思います。</p> <p>譲渡人のほうも、繋がりがあがり、話し合いもされているようです。</p> <p>水のほうも、他の地区で稲田委員がされているように、今日何をするからと連絡を取り合いながら、作業に来た時に全員に水を流すようにしようということ呼び掛けていかないと。</p>
9 番委員	<p>前もってこちらは連絡してますから、準備段階は出来ていると思うんですね。</p> <p>それを、むこうがやるかやらないかの判断で、やってもらえなかったということ。</p>
議 長	<p>もう少し精査と話し合いをしながら、なるべく作付けをして貰うように。</p> <p>最初にトラブルがあると、なかなか戻らないところでもありますので。</p>
9 番委員	トラブルと考えるともらったら困ります。

議 長	何かあった時には、担当の農業委員さんから来てくださいと言われれば、私も直接話に入りますので。 他にはございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第95号、農地法第3条の許可申請について、は許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第95号、農地法第3条の許可申請について、は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第96号、農用地利用集積等促進計画(案)について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
9番委員	はい、議長。
議 長	はい、9番、戸次委員をお願いします。
9番委員	議第96号、農用地利用集積等促進計画(案)について、議案書の10ページをご覧ください。 まず、1番について、説明します。 1番と2番の貸人が同一の為、私が御説明いたします。 貸人、転借人は、議案書に記載のとおりです。 土地の所在も、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑で、茶畑です。 面積は、3筆合わせて8,170㎡。 始期終期は、令和8年2月1日から令和18年1月31日までの期間10年。 利用目的は、茶です。 借賃は、無償ですが、無償に関しては、貸人の亡くなられた方と、他1名の約3名で、共同で茶工場を建てておられます。 それに伴う、茶摘み機械等も共同で購入して、その費用弁償に、そこで出来たお茶で払うということで、無償にさせていただいたそうです。 利用権の種類は、使用貸借権となります。 転借人の経営面積は、議案書のとおりです。 場所は、13ページをご覧ください。 3つの畑の周りに転借人の茶畑があります。 それと同様に、作業も進めていきたいということです。 転借人も、かなりお茶畑をやっておられまして、殆んど、夫婦2

	<p>人でやっておられます。</p> <p>農作業従事日数も、300日程出ておられます。</p> <p>依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われしますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして2番です。</p> <p>貸人、転貸人、転借人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在も、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑で、茶畑です。</p> <p>2筆合わせて7, 126㎡。</p> <p>始期終期は、令和8年2月1日から令和18年1月31日までの期間10年です。</p> <p>利用目的は、お茶。</p> <p>借賃は、全体で50,000円、賃借権となります。</p> <p>転借人の経営状況は、記載のとおりです。</p> <p>この方も皆さんご存じのとおり、和紅茶を水俣に広げておられまして、お茶一本でやってきておられます。</p> <p>農作業従事日数は、250日です。</p> <p>場所は、14ページとなります。</p> <p>一筆の一部の部分は、周りとは品種が違うそうです。</p> <p>転借人も、家族で、野菜もかぼちゃ等をいっぱい作っておられ、一生懸命農業にも従事されています。</p> <p>依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われしますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>3番委員 (中村清治君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、3番、中村委員にお願いします。</p>
<p>3番委員</p>	<p>議第96号、農用地利用集積等促進計画(案)の3番について説明いたします。</p> <p>議案書は11ページをご覧ください。</p> <p>熊本県農業公社を転貸人として、貸人、転借人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑で、面積は5筆合計、3,981㎡です。</p> <p>始期終期は、令和8年2月1日から令和23年1月31日までの期間15年です。</p> <p>利用目的は、杉苗の母樹園にするそうです。</p> <p>樹高が高くなるようにする、とのことでした。</p> <p>借賃は全体で20,000円。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>転借人は法人で、経営面積は17,745㎡です。</p>

	<p>農業従事者は2名で、2人合わせて、年間400日以上従事されているとのことです。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。</p> <p>12月8日に現地確認を行いました。</p> <p>綺麗に草が刈ってありました。</p> <p>よく管理されてありました。</p> <p>依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、4番について説明いたします。</p> <p>熊本県農業公社を転貸人として、貸人、転借人は議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田で、面積は1,161㎡です。</p> <p>始期終期は、令和8年2月1日から令和18年1月31日までの期間10年です。</p> <p>利用目的は、水稻で、利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借賃は、全体で10,000円となっています。</p> <p>転借人の経営面積は、自作地3,674㎡、借入地1,930㎡です。</p> <p>農業従事者は、1名です。</p> <p>転借人は、家も田も直ぐ近くで水稻栽培を行っており、この田でも水稻栽培を行うとのことでした。</p> <p>貸人は市内に住んでおり、管理が出来ないとのことで、貸しますとのことです。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。</p> <p>12月8日に現地確認を行いました。</p> <p>鳥獣害の対策もしてあり、よく管理されておりました。</p> <p>去年まで耕作されていた田でした。</p> <p>依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
<p>10番委員 (稲田祐市君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、10番、稲田委員にお願いします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>議第96号、農用地利用集積等促進計画(案)の新規設定5番について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、12ページをご覧ください。</p> <p>熊本県農業公社を転貸人として、貸人、転借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田、面積が836㎡。</p> <p>始期終期は、令和8年2月1日から令和18年1月31日までの</p>

	<p>10年です。</p> <p>利用目的は、水稻栽培。</p> <p>利用権の設定は、賃借権。</p> <p>借賃は、記載のとおりです。</p> <p>転借人は、当農地周辺にも自分の農地、水田を保有されており、保有する農地に隣接する申請地を借りて、水稻栽培を行われるそうです。</p> <p>転借人は、御本人と妻の2人で稲作中心に、農業を頑張っておられます。</p> <p>農業従事日数は150日以上、従事されています。</p> <p>今回この農地、農用地利用集積等促進計画に基づいて、借用されることになりました。</p> <p>場所は、16ページをご覧ください。</p> <p>先程、中村委員が説明されました所の直ぐそばで、周辺も現地確認しましたところ、水田が広がり鳥獣害対策も行われて、綺麗に管理されておりました。</p> <p>つきましては、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第96号、農用地利用集積等促進計画(案)について、は承認してよろしいですか。</p> <p>また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。</p>
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第96号、農用地利用集積等促進計画(案)について、は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。</p> <p>また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第30回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p>

	皆様、お疲れ様でした。
--	-------------

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員